避難行動要支援者名簿 Q&A

Q:避難行動要支援者名簿に登録したらどうなるのか?

A:申請書に記入いただいた内容が「避難行動要支援者名簿」に登録され、避難支援等関係者 へ情報提供されます。なお、提供された情報は、普段の見守り活動や災害時等の避難支 援・安否確認などに活用されますが、避難支援等関係者には可能な範囲で活動を行って いただくものであり、災害時の支援が保証されるものではありません。

- 自主防災組織(自主防災組織がない場合は町会)
- •消防団
- •民生委員•児童委員
- •社会福祉協議会
- •消防署
- •警察署

Q:避難支援等関係者には、どのような情報が提供されるのか?

A:申請書に記入いただいた内容に基づき、次の情報が提供されます。

- •氏名、住所、生年月日、性別、電話番号
- ・避難支援などを必要とする理由
- かかりつけ医療機関
- ・担当民生委員・児童委員に関する情報
- 緊急連絡先に関する情報
- ・地域支援者に関する情報

Q:誰が名簿に登録できるの?

A:平川市に在住・在宅の方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・65歳以上でひとり暮らし及び高齢者のみの世帯
- ・身体障害者手帳の障害等級1~3級の方
- ・療育(愛護)手帳判定基準の障害判定A判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1、2級の方
- ・介護保険の要介護認定3~5の方
- ·小児慢性特定疾患児
- ・医療的ケア児
- ・その他支援を必要とする方(難病や歩行困難な方など)

Q:登録をするには?

- A:随時、申請を受付しておりますので、この名簿を自主防災組織などの避難支援等関係者へ 提供することに同意し、登録を希望される方は、別紙記入例を参考に「平川市避難行動要 支援者登録申請書兼外部提供同意書」に必要事項を記入のうえ、次の受付窓口へ提出し てください。なお、代理者による申請も可能です。
 - •平川市役所 福祉課 福祉総務係
 - •尾上総合支所 庶務係
 - ・碇ヶ関総合支所 庶務係
 - ·葛川支所

Q:緊急時の連絡先は、家族や親戚以外の知人などを記入してよいのか?

A:家族や親戚以外の方を緊急時の連絡先とする場合、その方から同意を得たうえで記入して ください。

Q:地域支援者の役割は?

A:地域支援者は、避難支援等関係者とともに、可能な範囲で活動を行いますが、法的な責任 や義務を負うことはありません。

Q:地域支援者が見つからないと登録できないのか?

A: やむを得ず地域支援者が見つからない場合でも、名簿に登録することはできます。

Q:町会に加入していないと登録できないのか?

A:町会への加入の有無にかかわらず登録することができます。また、自主防災組織(又は町会)には、避難行動要支援者の町会への加入の有無にかかわらず、登録された内容が情報提供されます。

Q:登録後に内容が変更となったときは?

A:本人の住所や緊急時の連絡先、地域支援者に関する情報など、名簿の登録内容が変更となったときは、以下の窓口に変更内容をお知らせください。

くお問い合わせ>

平川市 福祉課 福祉総務係 **2**44-1111 (内線1211~1213) 55-5378 (直通)